

茨城県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和2年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル			5.4E-1	6.1E+1	61.3
64	エトフェンプロックス	3.1E+1	2.4E+1	7.9E+0	4.7E+1	109.3
117	テブコナゾール				4.8E+0	4.8
139	トラロメトリン			7.6E+0	3.6E+0	11.2
140	フェンプロパトリン			3.6E+0		3.6
153	テトラメトリン	3.3E+2	1.3E+1	3.0E+2	1.8E-1	638.0
181	ジクロロベンゼン	7.0E+2	3.6E+2			1,059.1
225	トリクロルホン		1.2E+1			12.3
248	ダイアジノン		1.3E+0			1.3
251	フェニトロチオン		3.3E+2	4.5E+0		330.8
252	フェンチオン	7.3E+0	1.2E+2	7.3E+0		134.2
256	デカン酸				7.0E+0	7.0
350	ペルメトリン	4.1E+1	6.6E+1	2.5E+1	9.9E+1	231.0
405	ほう素化合物		1.3E-1	6.8E+1	2.2E+0	70.7
427	カルバリル			2.6E+2		259.0
428	フェノブカルブ			1.7E+2	2.7E+2	434.9
457	ジクロールボス	1.5E+2	1.2E+3			1,327.0
合 計		1.3E+3	2.1E+3	8.5E+2	4.9E+2	4695.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等